

理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について

公益財団法人東近江三方よし基金

- 1 当財団の理事及び監事は、定款 33 条に定めるとおり、無報酬である。
ただし、同条第 2 項に基づき、理事及び監事には実費を弁償することができる。
- 2 当財団の評議員は、定款第 16 条に定めるとおり、無報酬である。
ただし、同条第 2 項に基づき、評議員には実費を弁償することができる。
- 3 役員等の報酬等は、その金額を、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 4 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。